

元高小中第1802号
令和2年3月18日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局小中学校課長

修学旅行の引率教員旅費等に関するQ&A（追加）について（通知）

このことについて、別紙のとおりQ&A（追加）を作成しましたので、管内の各学校への周知をお願いします。

小中学校課 総務担当
電話：088-821-4735

修学旅行の引率教員旅費等に関する Q & A（追加）

問 8 学級数とは、学級編成基準による学級編成か、それとも弾力的な運用による学級編成か。また複式学級はどのようなになるのか。

答 弾力的な運用による学級編成つまり実学級数となります。

複式学級は、例えば 5, 6 年生が在籍していて 2 学年同時に修学旅行を実施する場合は 1 学級となります。また、6 年生単独、4, 5 年生複式で、5, 6 年生で修学旅行を実施する場合は 2 学級となります。

問 9 教育長通知の別表ただし書き 2 に「小規模校の修学旅行は、連合して実施することを通常とする。」とあるが、その実施は学校に任されているか。

答 修学旅行の実施については、設置者である市町村（学校組合）教育委員会と学校で協議して決めることになります。

問 10 問 2 にある甲地、乙地とはどこになるのか。

答 県の旅費規程により甲地とは、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市の 12 市です。

乙地とは、東京都特別区及び甲地以外の地域です。

宿泊施設の所在地により決まります。